

寝屋川市空き家除却補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 空き家除却補助金（以下「補助金」という。）の交付については、寝屋川市補助金等交付規則（平成12年寝屋川市規則第7号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(補助金の交付)

第2条 寝屋川市の区域内（以下「市内」という。）の利用目的のない空き家、狭小敷地の空き家又は管理不全の空き家を除却することにより、市内の住環境の改善及び新たな土地利用の促進を図り、もって、市内での定住を促すことを目的として、予算の範囲内で補助金を交付する。

(定義)

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 空き家 補助金申請時において、1年以上居住その他使用実績がない木造住宅をいう。
- (2) 木造住宅 建築基準法（昭和25年法律第201号）第2条第1号に規定する建築物のうち、木造のもので、一戸建住宅、長屋住宅又は共同住宅（共同住宅については賃貸に限る。）に該当するもの（店舗その他これらに類するものの用途を兼ねる場合にあっては、当該用途に該当する部分の床面積が延べ面積の2分の1未満であるものに限る。）をいう。
- (3) 除却 自ら所有する木造住宅について、全部又は市長が適当と認める部分を除却することをいう。
- (4) 除却工事施工者 建設業法（昭和24年法律第100号）第3条第1項による許可を受けている者又は建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第21条第1項の登録を受けた者であって、除却の工事の施工を行う者（本社、支店又は営業所が市内に存する者に限る。）をいう。
- (5) 公共施設等 都市計画法第4条第14項に規定する施設をいう。

(補助対象工事)

第4条 補助金の交付の対象となる空き家の除却工事（残存する部分に係る復旧

及び修繕を除く。)は、除却工事施工者が施工する工事で、次の各号に掲げるいずれかの要件を満たすものとする。

- (1) 管理不全等により、保安上危険となる恐れのある空き家及びそのまま放置すれば保安上危険となる恐れのある空き家を除却するもの
- (2) 除却した後の敷地を住宅宅地として利用する場合に、当該敷地における一の区画の面積が 80 m²以上となる空き家を除却するもの。ただし、空き家の敷地の面積が 45 m²以上 80 m²未満であり、区画形質の変更を伴わず、住宅宅地とするために空き家を除却するものは、この限りでない
- (3) 除却した後の敷地の面積が 45 m²未満であり、かつ、当該敷地を隣接者に譲り渡し又は貸し付けることにより、隣接者の土地と併せて一団の土地として住宅宅地とするために空き家を除却するもの
- (4) 除却した後の敷地を、公共施設等として地元地域に提供するために空き家を除却するもの

(補助対象者)

第5条 補助金の交付対象となる者 (以下「補助対象者」という。)は、次の各号に掲げる要件のすべてに該当するものをいう。

- (1) 空き家について所有権又は区分所有権を有する個人であること。ただし、前条第1号の工事については、この限りでない。
- (2) 本市において納付すべき市民税、固定資産税及び都市計画税を滞納していないこと。
- (3) 寝屋川市暴力団排除条例 (平成25年寝屋川市条例第20号) 第2条第3号に規定する暴力団員又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (4) 当該空き家の除却について他の要綱等に基づく補助金の交付を受けていない者であること。

(補助金の額)

第6条 補助金の額は、除却に要した工事費用 (消費税及び地方消費税相当額を含む。)の5分の4の額と 500,000 円とのいずれか少ない額とする。ただし、補助金の額に 1,000 円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額とする。

2 除却した空き家が、区分所有権の目的である木造長屋住宅の場合の補助金額

の算定は、前項の規定のほか、次の各号に定めるところによる。

- (1) 区分所有権の目的である木造長屋住宅すべてを除却した場合に係る各々の区分所有権を有する者に対する補助金額は、前項の規定により算定した補助金の額を区分所有権を有する者の数で除して得た額とする。
- (2) 区分所有権の目的である木造長屋住宅のうちその一部分のみを除却する場合の当該除却する一部分に係る区分所有権を有するそれぞれの者に交付する補助金額は、前項の規定により算定した補助金の額を当該除却する一部分に係る区分所有権を有する者の数で除して得た額とする。

(空き家が区分所有権の目的である場合の手続)

第7条 空き家が区分所有権の目的である場合の補助金の交付申請の手続は、除却する部分の所有者が1人である場合を除き、除却する部分の区分所有権を有する者全員の合意によって代表者を定めて行うものとする。

(補助金の交付申請)

第8条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、寝屋川市空き家除却補助金申請書に、次の各号に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

- (1) 空き家の所有者を確認することができる書類
- (2) 除却工事請負契約書の写し及び除却工事に係る領収書の写し
- (3) 除却した時期がわかるもの
- (4) 除却前後の写真
- (5) 第4条各号に掲げる除却後の土地利用がわかるもの
- (6) 市民税、固定資産税及び都市計画税の滞納がないことを証する書類（除却した空き家を共有している場合においては共有者全員のもの）
- (7) 空き家を共有している場合は、代表者以外の者の委任状
- (8) 第7条に規定する場合については、同条の規定による代表者の選任を証する書類
- (9) 空き家が区分所有であり、その一部分のみを除却する場合は、除却をしない部分の区分所有者から申請に係る部分の除却について同意を得ている旨の申請者の誓約書及び当該除却をしない部分の区分所有者の同意書
- (10) 空き家の所有者と敷地の所有者が異なる場合は、除却後の土地利用について

て当該敷地の所有者の同意を得ている旨の申請者の誓約書及び当該敷地の所有者の同意書

- (11) 空き家を除却した後の当該空き家の敷地に係る寝屋川市開発事業に関する指導要綱（平成 21 年 7 月 1 日制定。以下「指導要綱」という。）第 7 条第 1 項に規定する開発事前協議申請書の写し又は指導要綱第 11 条に規定する小規模開発事前協議申請書の写し
- (12) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類
(補助金の交付申請可能期間)

第 9 条 補助金の交付申請が可能な期間は、空き家の除却後 2 年以内とする。

(補助金の交付決定及び通知)

第 10 条 市長は、第 8 条の規定により申請があったときは、当該申請の内容を審査し、必要に応じて現地調査を行った上で、適當と認めたときは、申請のあつた日から 40 日以内に、規則第 6 条第 1 項の規定により補助金の交付を決定し、寝屋川市空き家除却補助金交付決定通知書兼補助金額確定通知書により、申請者に対して通知するものとする。

2 市長は、前項に規定する審査等の結果、補助金を交付しないことを決定したときは、寝屋川市空き家除却補助金不交付決定通知書により、当該申請者に通知するものとする。

3 補助金は、空き家の除却の実績に基づき精算額で交付決定を行うものであることから、規則第 11 条の規定による実績報告をすることを要しない。

(申請の取下げ)

第 11 条 前条第 1 項の規定により補助金の交付の決定通知を受けた者（以下「補助決定者」という。）は、交付決定を受けた後に、空き家の除却後の敷地について、その土地利用の計画を中止しようとするときは、寝屋川市空き家除却補助金取下届を市長に提出しなければならない。

(申請の内容変更)

第 12 条 補助決定者は、第 8 条の規定による申請の内容を変更しようとするときは、寝屋川市空き家除却補助金変更申請書を提出しなければならない。

2 市長は、前項に規定する申請があったときは、当該申請の内容を審査し、適當と認めたときは、寝屋川市空き家除却補助金変更決定通知書により補助決定

者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第 13 条 補助決定者は、第 10 条の規定による通知を受けたときは、当該通知を受けた日から起算して 30 日以内又は補助申請年度の年度末のいずれか早い日までに、寝屋川市空き家除却補助金請求書を市長に請求しなければならない。

(補助金の交付)

第 14 条 市長は、前条の規定による補助金の請求があったときは、その内容を審査し、適當と認めるときは、当該請求をした者に対し補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し)

第 15 条 市長は、次の各号のいずれかに該当する事由があるときは、寝屋川市空き家除却補助金交付決定取消通知書により申請を取り消すことができる。

- (1) 偽りその他不正な手段により、補助金の交付の決定を受けたとき。
- (2) 交付申請時に提出した書類に偽りその他不正があったとき。
- (3) 空き家の除却後、当該敷地について指導要綱に従った土地利用がなされていないとき。
- (4) この要綱の規定に違反したとき。

(補助金の返還)

第 16 条 市長は、補助金が交付された後に前条各号のいずれかに該当する事由があることが判明したときは、寝屋川市空き家除却補助金返還命令書により、既に交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずることができる。

(委任等)

第 17 条 この要綱に定める文書等の様式及びこの要綱の施行について必要な事項は、事務を担当する部長が定める。

附 則

この要綱は、平成 30 年 9 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、令和7年7月1日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の施行の日以降の申請に係る補助金について適用し、同日前の申請に係る補助金については、なお従前の例による。